

保険適用後の

不妊治療に伴う自己負担額を「全額助成」します

夫婦の経済的負担の軽減を図り、早い段階からの本格的な不妊治療を推進するため不妊治療費の助成を拡充します。

【助成1】

4月以降に治療を開始した方に対して、保険適用対象となる不妊治療に要する治療費の3割の自己負担分を全額助成します。（「限度額適用認定証」の額を上限とする。）

【助成2】

保険適用となる不妊治療終了後、年齢や回数制限で保険適用外となる分の治療費について、県の補助金で賄えない部分の費用を全額助成します。

対象となる治療

保険適用となる治療

- ・一般不妊治療（タイミング法及び人工授精）
- ・生殖補助医療（体外受精または顕微授精並びに男性不妊治療）

※着床前検査と第三者の精子・卵子などを用いた生殖補助医療は対象外

対象者

令和4年4月以降に不妊治療を開始した方で、次の要件をすべて満たす方

- 1.法律上の婚姻をしているまたは事実婚状態であること
- 2.申請日において夫婦双方またはいずれかが市内住所を有し居住している方
- 3.対象者及び同一世帯の家族が市税を滞納していない方
- 4.治療開始日の妻の年齢が43歳未満の方

申請受付

令和4年4月1日以降に治療を開始した分に適用し、7月中旬から申請受付予定。

予算措置

令和4年度現計予算で対応予定

<担当部署：魚津市健康センター>

（所長）森山 （担当者）堀内

電話 0765-24-3999 FAX 0765-24-3684